



# (仮称)京丹後市文化財保存活用基金

資料5



◀ 京丹後市の文化財を守り、活かし、未来へつなぐ ▶

## 背景

- 平成31年4月1日の文化財保護法改正に伴い、保存と活用をはかりながら文化財を後世に伝えるため、市町村は文化財保存活用地域計画の策定ができるものとされました。
- 京丹後市教育委員会では、令和3・4年度に本計画の策定を行い、令和4年12月16日に文化庁認定を受けました。計画は、市の歴史文化の特徴、保存活用に対する現状の課題及び今後の措置を示すものとなっていますが、措置の執行に際しては諸財源の確保が必要です。

## 目的

京丹後市文化財保存活用地域計画における基本方針1-2「保護の対象を広げ、適切な管理のための環境を整える」に基づき、文化財の保存・活用の計画的な推進及び当該事業への財源充当のため、文化財保存活用基金を設置するもの。

## 基金運用の概要

- 根拠となる条例：**京丹後市文化財保存活用基金条例**
- 根拠となる計画：**京丹後市文化財保存活用地域計画**  
⇒計画期間：令和5年度～令和9年度
- 基金の運用組織：**京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会**  
**(仮称)京丹後市市民遺産会議**
- 主 管 課：文化財保存活用課、ふるさと応援推進課

## 必要性と効果

指定等文化財の大規模改修をはじめ、文化財等の計画的な保存活用に本基金を充て込むことで、文化財等の保護対象の拡充や適切な管理環境の整備を積極的に推し進めることができます。

## 想定される基金の運用対象

- ✓ 京丹後市文化財保護条例第2条に定義する文化財
- ✓ (仮称)京丹後市市民遺産として包括する対象

運用対象の一例



丹後震災記念館（峰山町室）：京都府指定文化財

※本基金は、京丹後市文化財保存活用地域計画に示す基本方針に基づくものであり、当該計画の推進協議会及び(仮称)京丹後市市民遺産会議において内容協議し、運用を図ります。



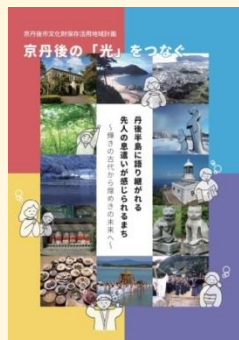
# — 基金関係図 —



## 京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会

京丹後市文化財保存活用地域計画の推進にあたって設置する協議会。主に当該計画の進捗管理等を行う。

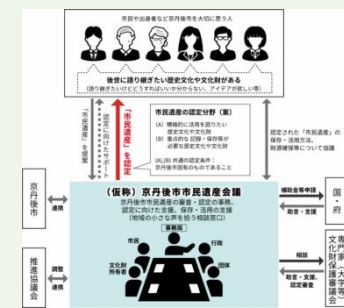
京丹後市文化財保存活用地域計画基本方針1-5  
23文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営



## (仮称) 京丹後市市民遺産会議

京丹後市文化財保存活用地域計画に基づく新たな試み。市民から、地域に残る後世に伝えていきたい歴史文化等の提案を受け、市民遺産として認定し保存活用を図るもの。

京丹後市文化財保存活用地域計画基本方針1-5  
24「(仮称) 京丹後市市民遺産会議」の発足



進捗管理

【連携調整】

事業報告

事業報告

進捗管理

基金運用

基金運用

市民遺産提案

市民遺産認定

### 文化財保存活用基金

(将来的に基金充当想定)

### 地域における歴史文化等の保存活用

基金充当

事業報告

進捗管理

京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会及び(仮称)京丹後市市民遺産会議において、将来的には文化財保存活用基金の充当も検討予定。

## (例) 丹後震災記念館再生プロジェクト

基金を活用し、丹後震災記念館(京都府指定文化財)の保存・活用を図るプロジェクト。

京丹後市文化財保存活用地域計画措置1-3-2  
「丹後震災記念館の保存・活用」



## (例) 丹後震災記念館絵画修理事業

丹後震災記念館講堂にある伊藤快彦画の保存修理工事を図る事業。修理後は、より適切な保存・活用が図れる施設に移設する予定(郷土資料館予定)。

京丹後市文化財保存活用地域計画措置1-3-2  
「丹後震災記念館の保存・活用」



事業連携